

令和5年2月20日
基山町監査委員決定

令和5年度基山町監査計画

基山町監査基準第7条の規定により、令和5年度監査計画を次のとおり定める。

1 基本方針

監査の執行に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第14項及び第15項に規定する「住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるよう」、また、「組織及び運営の合理化、規模の適正化を図る」の趣旨に則り、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理、又は事務の執行が合理的かつ適正であるかどうかについて積極的に意見を述べる。さらに、業務改善についても監査の対象とし、提言を行う。

また、違法、不正の指摘にとどまらず指導に重点を置いて監査を実施し、元気な活力溢れる基山町の実現を目指して有効かつ適正な意見を述べる。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、監査資源（人員・時間）及び監査対象課の負担等を勘案しながら、その時の状況に応じた計画の見直しを検討していく。

2 実施予定の監査等の種類

（1）定期監査（地方自治法第199条第4項）

町の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理又は事務の執行について、適正かつ効率的に行われているかの監査を実施する。

また、最小の経費で最大の効果を挙げているかという視点から、コスト縮減等の経済性、事務事業の効率性についても、監査を実施する。

（2）例月現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

会計管理者の保管する現預金の残高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現預金の出納事務が適正に行われているかについて、検査を実施する。なお、定期監査・決算審査の結果・意見についてもフォローする。

また、預金の残高については、全銀行の当該検査月末日の残高証明書で合致しているかを毎月確認する。

（3）決算審査

ア 一般会計・各特別会計（地方自治法第233条第2項）

決算、その他関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行、財産管理及び会計の適正性、健全性などについて審査し、意見を述べる。

イ 公営企業会計（地方公営企業法第30条第2項）

決算計数が適正なものになっているか検証するとともに、公営企業の経営成績及び財政状態等について審査する。

また、経済性を發揮し、あわせて公共の福祉を増進するように運営されているかについて審査し、意見を述べる。

(4) 基金運用状況審査（地方自治法第241条第5項）

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が適切に行われているかについて、決算審査と併せて審査を実施する。

(5) 健全化判断比率及び資金不足比率の審査

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項)

決算によって導き出された健全化判断比率及び資金不足比率が適正に算定されているかについて、決算審査と併せて審査を実施する。

(6) その他の監査

監査委員が必要と認めるとき、又は町長等からの要求があるとき等は、次の監査を実施する。

ア 住民の直接請求に基づく監査（地方自治法第75条）

イ 議会の請求に基づく監査（地方自治法第98条第2項）

ウ 請願の措置としての監査（地方自治法第125条）

エ 隨時監査（地方自治法第199条第5項）

オ 町長の要求に基づく監査（地方自治法第199条第6項）

カ 住民監査請求に基づく監査（地方自治法第242条）

キ 町長の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（地方自治法第243条の2第3項）

ク 公金の収納又は支払事務に関する監査（地方自治法第235条の2第2項）

以上